

大阪年金者組合

人間の尊厳守れ! 年金引き下げは憲法違反!

# 支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局  
第8号

2016. 6. 29

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

「若者の老後破壊につながるマクロ経済スライドは廃止せよ」

## 「年金引き下げ違憲訴訟」第3回裁判



(写真左上) 組合員60人が参加して行われた淀屋橋駅前の  
宣伝行動 (写真右上・左下) 意思統一集会で原告団を激励  
する京建労代表と参加者



### 淀屋橋駅前の宣伝行動に 「がんばって」の激励も

6月27日に年金引き下げ違憲訴訟の第3回裁判が大阪地裁でおこなわれました。今回も裁判に先立ち淀屋橋駅前で60人を超える組合員が参加して、「年金を引き下げな、若者の老後破壊につながるマクロ経済スライドは廃

止せよ」と熱い訴えから始まりました。

私たちの訴えに、梅雨の晴れ間、淀屋橋を行き交う老若男女を問わず多くの人がビラを受け取り、中には「がんばってください」と励ましてくれる人も少なくありませんでした。

### 全京都建設労働組合が 飛び入りで連帯あいさつ

昼食休憩を挟んで舞台を地裁前公園に移し「意思統一集会」がおこなわれました。集会では、ちょうどこの時間に大阪地裁で労働者の災害問題を裁判で闘っている全京都建設労働組合の仲間から、飛び入りの激励と連帯の挨拶を受け集会は大きく盛り上がりました。

〈お願い〉

年金署名、裁判カンパ、「支援する会」への加入など、引き続き広げてください。「支援する会」ニュースへの投稿もお願いします。(事務局)

### 「年金違憲訴訟」第4回裁判

- 日時 2016年9月26日(月)  
午後3時～
- 場所 大阪地方裁判所 大法廷

# 裁判報告集会 200人の参加者で熱気いっぱい 「マクロ経済スライド」で子や孫の未来は真っ暗に…



## 飯田・廣上両氏が切々と訴え

裁判終了後、弁護士会館で報告集会を開催。今回も200人近い参加者で会場は熱気につつまれました。

最初に原告団長の永井年金者組合府本部委員長から「春の仲間増やし運動のさなかです。裁判運動を前進させるためにも7月12日の府本部定期大会を最高の組合員で迎えよう」との訴えが。

弁護団の渡辺弁護士から裁判での意見陳述の内容報告と、喜田弁護士から裁判の状況報告が

おこなわれました。

続いて、参加者の大きな拍手に迎えられて原告の廣上さん・飯田さんから意見陳述の感想が述べられました。さらに、「年金裁判を支援する大阪の会」呼びかけ人の渡辺武さん、年金者組合兵庫県本部の前田勉書記次長から激励の挨拶がおこなわれました。

**社会的に広がりつつある年金裁判。  
引き続き、市民的学習や宣伝活動、  
「支援する会」を府下隅々に広げよう**



続いて報告にたった加納年金者組合府本部書記長は、「批判的ではあるが、私たちの裁判が紹介されている本も出されている。この裁判が社会的に広がりつつある。引き続き市民的学習会や集会の開催、署名活動の推進、支援する会を府下の隅々まで広げ、この裁判を国民的なものにしていこう」と提案しました。

最後に永井原告団長の音頭で団結ガンバロウを唱和して闘う決意を固め合いました。

## 憲法29条「財産権」を国は侵してはならない

渡辺和恵弁護士は、憲法29条違反について陳述、国被告側との争点が明確になっています。

…略…。最高裁判所で「公共の福祉の制約」の判断基準が示されていますが、本件はいずれによっても公共の福祉による制約が憲法に適合するとはいえません。平成12年、平成13年、平成14年、いずれの年も後に減額することは法律に明記していません。被告国は現在の年金者に著しく不利益を及ぼすものでないと主張しています。原告らはみんな国のこの主張に驚きと怒りの念を持っています。たとえば、月額3万4,250円の年金額を受給している原告・廣上珠江さんは、「どうして私のような受給者にも減額の仕打ちをするのか」と怒りの陳述をしました。生活保護以下の生活をする老人たちを下流老人と呼ぶことが広まっていることは裁判所もご存知でしょう。

本件減額を受ける原告たちはその生活実態を順次裁判所に表明しますので、しっかり見ていただきたく思います。

「変更することによって保護される公益」については、本件年金減額がなければ年金制度が持続可能でなくなるなどとの主張は具体的に明らかにされていません。また、マクロ経済スライドを着実に実施することをあげていますが、マクロ経済スライド実施は年金者の実質的年金価値を下げ続けることしか意味せず、これが公益目的とはいえません。

以上、原告らは具体的な財産権として憲法29条第1項の保障を受ける者であること、本件の減額の程度は生活を著しく脅かすものであること、減額の目的が不明瞭・不合理であることに照らせば本件年金減額の決定は憲法29条1項に違反すると主張するものです。